

射水市監査委員告示第1号

定例監査結果の公表について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、射水市監査基準（令和2年射水市監査委員告示第6号）に準拠して令和7年1月に実施した政策推進課、人事課、未来創造課、議事調査課、監査委員事務局の定例監査の結果を同条第9項の規定により別紙のとおり公表する。

令和7年1月21日

射水市監査委員 村上 欽哉

射水市監査委員 折橋 清弘

射水市監査委員 吉野 省三

# 定例監査結果報告

## 第1 監査の概要

### 1 監査の対象及び選定理由

#### (1) 監査の対象

- (企画管理部) 政策推進課、人事課、未来創造課
- (議会事務局) 議事調査課
- (監査委員事務局) 監査委員事務局

#### (2) 選定理由

政策推進課、人事課、未来創造課、議事調査課、監査委員事務局の財務に関する事務、経営に係る事業の管理については、監査の実施頻度、金額的・質的重要性などから、次のとおり当年度の監査委員監査又は書面監査の対象とする。

監査の方法	対象部局	前回の監査期間（監査範囲）	
監査委員監査	人事課	令和5年12月28日 ～ 令和6年1月17日 (令和4年度執行分)	書面監査
	議事調査課		
書面監査	政策推進課		監査委員監査
	未来創造課		
	監査委員事務局	書面監査	

### 2 監査の目的と範囲

重要リスクに対する内部統制の整備状況及び運用状況等を監査し、その有効性を評価するとともに、令和5年度に執行した当該事務が関係法令及び規程等に準拠し、適正で効率的かつ効果的に行われているかを、証ひょう書類等の突合、質問、関係書類の閲覧などの監査手続を通じて検証することを目的とする。

### 3 重要リスク及び監査の着眼点

監査の実施に当たり、重要リスク及び監査の着眼点を次のとおり設定した。

重要リスク	監査の着眼点
(1) 必要性の乏しい補助金や助成金が交付されるリスク	ア 使用は、交付要綱の交付目的及び交付対象を逸脱していないか。
	イ 補助金の交付条件は適切に付され、条件どおり交付、履行されているか。
	ウ 実績報告に基づく精算は適切か。
	エ 補助の効果は確認されているか。また、補助効果の点から整理すべきものはないか。
(2) 適正な契約手続が行われ	ア 随意契約による場合、その理由は適正か。

ないリスク	イ 随意契約による場合は原則として2人以上の者から見積書を徴しているか。また、例外的に1人の者から見積書を徴する時は、その理由は適正か。
	ウ 予定価格、調査基準価格及び最低制限価格の算定、秘密保持の方法は適正に行われているか。また、工事については設計書金額の一部を正当な理由なく控除するいわゆる歩切りを行っているものはないか。
	エ 権限を超えた契約及び恣意に分割している契約はないか。
	オ 契約書、見積書等関係書類及び恣意に分割している契約はないか。
(3) 支出事務が適正に行われないリスク	ア 違法、不当な支出又は不経済な支出はないか。
	イ 需用費、備品購入費の支出において、検査検収は確実に行われ、かつ、物品購入、修繕等の事実のないものはないか。
	ウ 委託料の支出において、委託の相手方及び選定方法は適切か。
	エ 委託内容の履行確認は適正に行われているか。また、履行期限は守られているか。

#### 4 監査の実施内容

企画管理部、議会事務局、監査委員事務局の財務に関する事務、経営に係る事業の管理について、主な着眼点ごとに、内部統制の整備状況及び運用状況について、証ひょう書類等の突合、質問、関係書類の閲覧などの方法により監査を実施した。

#### 5 監査の期間

令和6年12月27日から令和7年1月17日まで

## 第2 事業の概要

### 1 事務又は事業の概要

#### (1) 政策推進課

政策推進課は、重要施策の企画立案を行っており、主として次のような事務が行われている。

- ① 市長特命事項に関すること。
- ② 総合計画及び総合計画審議会に関すること。
- ③ とやま呉西圏域連携中枢都市圏等広域行政に関すること。

- ④ 国・県に対する重点事業要望に関する事。
- ⑤ 高等学校及び高等教育機関と連携したまちづくりに関する事。

## (2) 人事課

人事課は、職員に関する事務を行っており、主として次のような事務が行われている。

- ① 職員の任免、分限、懲戒及び服務に関する事。
- ② 職員の研修に関する事。
- ③ 職員の給与に関する事。

## (3) 未来創造課

未来創造課は、広報・統計、行財政改革及び DX 推進に関する事務を行っており、主として次のような事務が行われている。

- ① 広報に関する事。
- ② 統計調査に関する事。
- ③ 行財政改革に関する事。
- ④ DX の推進に関する事。
- ⑤ 自治体クラウドの運用管理に関する事。

## (4) 議事調査課

議事調査課は、議会、議員に関する事務を行っており、主として次のような事務が行われている。

- ① 議会本会議、委員会及び協議会に関する事。
- ② 議案及び請願書等に関する事。
- ③ 議会広報に関する事。
- ④ 政務活動費に関する事。

## (5) 監査委員事務局

監査委員事務局は、監査に関する事務を行っており、主として次のような事務が行われている。

- ① 監査委員に関する事。
- ② 定例監査、例月出納検査及び決算審査に関する事。
- ③ 財政援助団体等監査に関する事。
- ④ 住民監査請求の監査に関する事。

## 第3 監査の結果

事務事業は概ね適正に行われていたものと認めるが、次の事項について措置又は検討されたい。なお、その他簡易な注意事項については、記述を省略した。

### 1 意見

#### (1) 人事課

ア 行政業務は年々多様化し、それに伴い職員の考え方、管理職と部下の関係も大きく変化していることから、職員の声や意見を常に把握して、風通しが良く職員が安心して働ける、

活気ある職場環境づくりに努められたい。

イ 行政には市民との信頼関係が最も重要であり、業務ミスの未然防止のため、内部統制が必要と考えている。作成予定の業務手順書の効果を期待しており、早期に作成され、取り組みに邁進されたい。

(2) 議事調査課

ア 政務活動費の交付基準について、適合性の確認をより厳格にされ、議員に目的意識の啓発を実施されるとともに、クレジットカード払い等で付与されるポイントの取り扱いについても速やかに対応されたい。

イ 議会改革等の推進については、議員任せにすることなく、議会事務局からも側面から助言するなど、開かれた議会に向けて取り組まれたい。